

グリーン購入法の環境物品に 合板が指定されています。

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」により事業者及び国民は、物品を購入する場合には、できる限り環境物品を選択するよう努めるものとされています。

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の一部変更について

「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）第6条第1項の規定に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更について、平成18年2月28日に閣議決定され、特定調達品目の「判断の基準」等の変更が行われたところです。

そのうち、特定調達品目である合板の判断基準等については次のとおりとなっています。

特定調達品目名	分類	品目名		判断の基準等
		品目分類	品目名	
公共工事	資材	製材等	合板 単板積層材	<p>【判断の基準】</p> <p>① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であること。</p> <p>② ①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の木材にあつては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であること。</p> <p>③ 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3 mg/ℓ以下かつ最大値で0.4 mg/ℓ以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあつては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>